



しらかわ 報 広

発行 川西町・町長 根津正三 編集 企画室広報係 北村準一 定価 1部5円 印刷 白南風社

| | |
|-------------|-------------|
| 人口の動き | |
| (10月1日現在) | |
| 男 | 5,432 (-2) |
| 女 | 5,540 (-1) |
| 計 | 10,972 (-3) |
| 世帯数 | 2,455 (-6) |
| ()内は前月との比較 | |

町政コーナー 十五歳の感懐

町政コーナー

一か月遅れたそつを承知で、川西町満十五歳の誕生日をお祝いしたい。町長選、町議補選の投票日を一週間後にひかえ、いずれも町政への積極的な参加をお考えのりから、月遅れはお許しいただけるのではないか。

たまたま、今日は、同じ紙面にグレーダー購入の記事を取り上げた。ところで、町では、昭和三十五年に、五百二十万円を投じてブルドーザーを購入している。この

ふたつの事実をみて、これは、ちょうど生物学でいう「適応酵素」の作り出されるのに似たしくみではないかと考えられたので、その辺から、十五歳の感懐にひたってみようと思う。

それは、細胞というものは、培養基とアミノ酸の作用によって、まったく新しい働きをもった酵素を作り上げるが、ブルを購入し、以後も建設機械の充実に努力してまたという前提なしに、グレーダー

購入という発展は認められず、そうした十五年のもろもろの実績と、住民の町づくりに対する意欲に、アミノ酸や培養基の姿を見ることができたからである。

象徴的な

過去の事例

そんな意味あい、現在とこれからを考えるうえで象徴的な過去の事例をピックアップしてみると三十四年十月に常設保育所の第一号が誕生した。

三十四年の一月臨時会で学校統合推進を決議。また、この年に行なわれた野口の水道布設をきっかけに各部署の水道化が進んでいるし、離農転出のはしりが見受けら

れるようになったのもこのころである。
合併の所産、農業センターで青年研修を開始したのが、やはり三十四年のこと。
三十四年から三十五年まで、三年つづきの風水害で大きな被害の出たのは苦い記憶のひとつ。

三十五年、合併前からの継続事業であった千手中央通りの舗装が員橋橋を起点に高原田までの間二キロメートルに達した。
同じ三十五年、松葉沢水系の開田事業を開始。町で最初の老人クラブ誕生や千手地区の神社統合、国土調査事業への着手など、いずれもこの三十五年だった。さらに第一回町民運動会も同年八月の一

までである。
町議選が、いまのように全町一区の大選挙区制になったのは三十四年八月の選挙から。
三十七年七月十日には交通安全宣言町に仲間入り。

各人の立場で 建設に協力を

以上、あるいは「ひとりよがり」の列挙にすぎないのでは。というそしりがあるかもしれない。しかし、これを川西町十五歳の感懐のための一助にしたい。各人各様にこの間の進歩とか変化を考えていただき、そうしてできあがった認識をもとに、これからの川西町建設に取り組んでほしいと思う。

そういえば、「広報かわにし」も、三十三年七月の創刊からこれで百五十八号を数えた。こちらは十三歳というところである。

行事

● 体育の日 十日午前九時から川西中を会場に婦人バレーボール大会を開きます。目下の参加申し込みは七チーム一〇五人です。

● 行政相談 十日から十六日まで全国いつせい行政相談週間です。町では、十四日午後一時から三時までの役場分室で皆さんのご相談に応じます。国、県や町に対する要望、不満等はこの機会に。

● 社会保険 健康保険、厚生年金保険、生年金保険、国民年金、日

● 街頭相談 健康保険のことなど、聞いてみたいことはありませんか。また二十日午前十時から午後三時まで、十日町商工会議所前で街頭相談が行なわれますから、ご遠慮なくお出かけを。

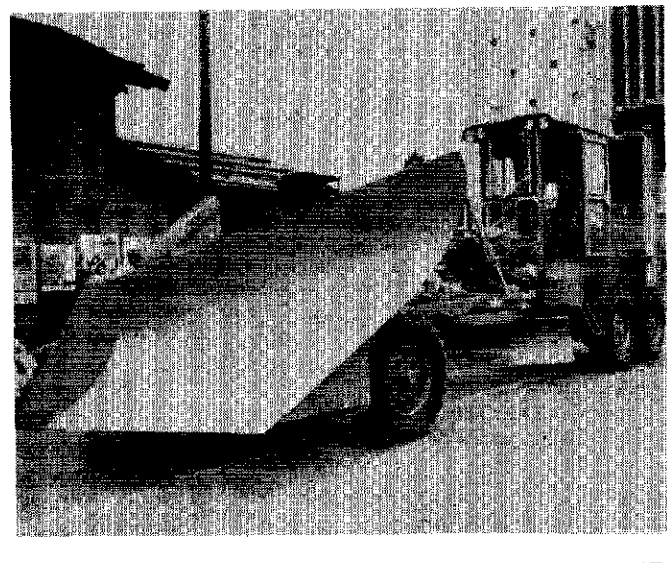
● 錦鯉の品評会 川西町錦鯉組合で、恒例の品評会を次によって開催します。

● とき 二十四日(日) 出品受け 午前八時から

● 同十時まで 一般公開 午後一時から同

● 三時まで ところ 千手小学校プール

● 多数の出品と、皆さんのご観賞をお待ちします。また、即売コーナーを設け、一袋五百円詰め、千円詰めを用意しますからぜひ、お買い求めを。



除雪用グレーダーを購入

雪寒地域建設機械整備事業による除雪グレーダーを購入し、今冬からの活動を期すことになりました。価格は570万円で、うち3分の2が国庫補助金、残りは過疎対策事業債です。(小松GD31-3H型、Vプラウ除雪装置付、重量10770Kg、全長6755m、全幅は2140m高さ3415m。)

町長選・町議補選

投票日は17日です

川西町長の任期満了(任期満了は10月27日まで)による選挙と、川西町議会議員補欠選挙(欠員1

名)は、10月17日投票と決定しました。内政の年代といわれている70年代の課題は、川西町を住みよい町とするために、お互いが共同して社会づくりに乗り出すところにあります。主権者として町民ひとりひとりが、自分の正しい判断によって真の代表者を選び、悔いのない投票を行なうように。

明正選挙でつらぬきましょう

今回の
有権者は

- 日本国民であること
- 昭和二十六年十月十八日までの出生者であること
- 昭和四十六年七月二日以前から引き続き川西町に住所を有すること

○選挙犯罪等で選挙権、被選挙権を停止されていないこと
○禁治産者等でないこと
○おむね、以上の要件を全部満たしているかたは投票をすることができます。

選挙日程は

- 十日(日)
 - ・選挙期日の告示
 - ・立候補届けの受付開始
 - ・不在者投票開始
- 十一日(月)
 - ・立候補届けの締切り
- 十四、十五日(木、金)
 - ・立会演説会
- 十六日(土)
 - ・不在者投票最終日
- 十七日(日)
 - ・投票(午前七時から)
 - ・開票(午後八時から)

明るく正しい選挙
推進ポスター

△川西町の審査結果▽
▽一等 高橋美子 ▽二等 小林ヨキ子、南雲正紀 ▽三等 田村麗子、樋口純一、高橋玲子(以上いずれも仙田中学校)、入選六点は県審査に出品

※期間中の届け出や不在者投票は、午前八時三十分から午後五時までに、役場二階の選挙事務室へご足労願います。

開票参観 開票は、役場四階議場で行ないますが、同日午後七時三十分から受け付けを始め、先着順に五十人に限り参観することができます。

町長選の

立会演説会

町長選挙では、次のとおり立会演説会が行なわれます。候補者の政見を聞き、政策を理解する絶好の機会ですから、みんなが参観し、もっともよい政治を行なう候補者を選んでください。(町議補欠選挙には、立会演説会はありません。)

- 開催日・開始時刻・会場
- 十四日(木)
 - ・午後一時から橋小学校
 - ・午後七時三十分から上野小学校
- 十五日(金)
 - ・午後一時から中仙田小学校
 - ・午後七時三十分から千手小学校

1. 候補者一人の演説時間は三十分です。
2. 開始時刻は変更できません。
3. 演説者との間に質問や応答はできません。
4. 候補者が一人であったときは中止します。

町長選は

「記号式投票」で

ほとんどから、町長選挙は記号式

投票で行なわれます。

その理由は、選挙人の意思の表現を容易にする(何人に投票したか判読しにくい票が少なくなるために)と同時に、選挙事務の簡素化効率化をねらいとするものです。ただし、不在者投票と点字投票についてはいまままでどおりの投票用紙です。

記号式投票の投票用紙は、次のような様式です。

| 川西町長選挙投票 印 | |
|------------|-------|
| 注意 | |
| ○をつける欄 | 候補者氏名 |
| | 甲野太郎 |
| | 乙野次郎 |
| | 丙野三郎 |

投票所は次のとおりです

| 投票区名 | 投票所の場所 | 区域内の町内(部落)名 | 投票時間 |
|--------|----------|----------------|-----------|
| 第1投票区 | 川西町役場 | 中島町(部落) 中屋敷・寺尾 | 午前7時～午後5時 |
| 第2投票区 | 千手町農協 | 沖立・木島 鶴吉・平見 | |
| 第3投票区 | 上野連絡所 | 上野・下平新田 | 午前7時～午後6時 |
| 第4投票区 | 新町新田公民館 | 新町新田 | |
| 第5投票区 | 三領公民館 | 三領・小根岸 | |
| 第6投票区 | 元町公民館 | 元町・星名新田 | |
| 第7投票区 | 橋出張所 | 野口・仁田・塩辛 | |
| 第8投票区 | 三箇地区公民館 | 原田・根深・下原 | |
| 第9投票区 | 橋小本落冬期分校 | 本落・寺ヶ崎 | |
| 第10投票区 | 仙田出張所 | 中仙田・田戸 越ヶ沢 | |
| 第11投票区 | 仙田小学校 | 室島・藤沢・霧谷 | |
| 第12投票区 | 赤岩小学校 | 赤谷・岩瀬 | |
| 第13投票区 | 白倉小学校 | 大白倉・小白倉 | |
| 第14投票区 | 仙田小・小脇分校 | 小脇 | |
| 第15投票区 | 仙田小・高倉分校 | 高倉 | |
| 第16投票区 | 大倉集会所 | 大倉 | |

この記号式投票の装領としては、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に正しく○を自書していただきます。

(選挙管理委員会)

金鶏勲章叙賜の

一時賜金受給者に銀杯

旧金鶏勲章叙賜一時賜金受給者に対して、内閣総理大臣から銀杯(書状が付される)が贈られることになりました。

対象となる人は、昭和十五年四月二十九日付で金鶏勲章を授与されたことにより、一時賜金として賜金国庫債券が支給さ

れ、現在、生存中の人です。昭和三十八年四月一日以降に本人が死亡しているときは、その遺族となります。

銀杯は、本人あるいは遺族の申告に基づいて贈与されます。該当するかたは、社会課授与係で手続きをとってください。

はじめに

児童手当制度は、その創設が長い間の懸案であったわけですが、幅広い、そして強い要望のもとに、いよいよスタートすることになりました。

すでに、今月一日から認定受付業務が開始されましたので、ここで、その細部をお知らせして、皆さんの協力を得たいと存じます。この制度は、すべて、該当者からの届出制となっておりますので、該当すると思われる方は、すぐ申し出られるように。

なお、役場でこの仕事は、社会課年金係が担当しています。

所得保障と福祉の増進が役割

この制度は、昨今の経済情勢の中で、児童の養育費が家計を圧迫し重い負担となっているとき、国民一般を対象として、児童を養育



この子らの、すこやかな成長を願うのが「児童手当制度」です。

児童手当の認定受け付け

すでに(今月一日から)

開始しています

している人に手当支給という現金給付を行なって、その家計負担を軽減しようというものであり、次の二つの役割をもっています。

① 児童養育の場である家庭における生活の安定に寄与するという面での、所得保障の役割

② 次代の社会をなう児童の、心身のすこやかな成長と資質の向上に資するという面での、児童福祉増進の役割

これは要約すると、生活の安定を基盤として、次の社会の中核となる子供たちを、健全で明朗に育てようということです。

では、支給の対象者はどうかというと、十八歳未満の児童を三人

以上養育している家庭に対して支給するものであり、日本国民であつて、現に日本に住所のある父または母が支給者になります。

生計維持が要件

父母とも死亡した家庭では、祖母、または兄弟であつて、その児童の生計を維持しているかたが支給者となります。

児童の中には、受給者の子、孫、弟妹のほか、おいやめい、または他人の子も含まれますが、この場合、その子の生活費の半分以上を父母または他から援助されているものは除きます。

することになっていきます。

◎ 明年一月から翌四十八年三月までは、明年一月一日現在で五歳未満の児童(四十二年一月二日以降に生まれた児童)

◎ 昭和四十八年四月から翌四十九年三月までは、四十八年四月一日現在で十歳未満の児童(三十八年四月二日以後に生まれた児童)

◎ 昭和四十九年四月から義務教育終了前の児童

二・六・十月に

まとめて支給

支給額は、対象児童ひとりに対し月額三千円で、これを二月

扶養親族数 所得

| | |
|----|----------|
| なし | 一〇四六〇〇〇円 |
| 一人 | 一一六二〇〇〇円 |
| 二人 | 一二七六〇〇〇円 |
| 三人 | 一三九二〇〇〇円 |
| 四人 | 一五〇六〇〇〇円 |
| 五人 | 一六二二〇〇〇円 |

以上のような条件のもとに、受給資格者が支給のための認定請求書を出した月の翌月分から支給を開始し、資格のなくなる月分まで支給してゆきます。

したがって、資格があつても、手続きをしなければ手当は支給されず、また、さかのぼって支給することもありません。

次は取り扱う機関ですが、次の二つの区分によります。

- ① 国、地方公務員および三公社の職員については所属団体長
- ② ①以外の者については、住所の市町村長

ですから、川西町に住民登録のある公務員以外の受給者は、すべて役場の社会課年金係が取り扱うこととなります。

出かせぎ先で認定請求を

これは、児童の住所が川西町以外でも、受給者となる父か母の住所が川西町にあればこの役場で取り扱うということで、他方、受給者の父が、出かせぎ等、一時的に他市町村に異動したような場合は、川西町における受給権は消滅し、新住所地で新たに認定請求の手続きをする必要があります。

費用の負担区分

- ① 国、地方公務員と三公社職員の場合、所属団体が全額負担

② 受給者が①以外で民間事業所の従業員の場合(厚生年金、船員保険、農林共済等に加入しているとき)は、事業主七割、国二割、県と市町村で一割

③ ①と②以外の場合(農業や商業の自営者)、国が六分の四、県と市町村が各六分の一

受給権の保護

児童手当を受ける権利は、他人に譲り渡したり、担保にしたり、差し押えの対象にすることを禁じられ、支給を受けた手当は、すべて児童の養育費として使用しなければなりません。

目的外の流用が判明した際は、返還または支給停止となることもあります。

手続きは早目に

認定請求には、①印鑑 ②厚生年金加入者は厚生年金保険被保険者証 ③共済組合等の組合員は健康保険被保険者証 ④振替希望金額機関の預金通帳 ⑤児童の住所が当町以外ならその住民票謄本一通 ⑥受給者の前年分所得申告が当町外なら前住所地の市町村長の所得証明書、以上をご持参のこと

注意

今回、受け付けの対象になるのは、十八歳未満の児童が三人以上あり、そのうちの一人以上の児童が昭和四十二年一月二日以降に生まれた者の養育者である場合に限りです。

児童の住民票、受給者の所得証明を要する場合は、いちおう、事前に係へご相談願います。

老齡福祉年金を

65歳で支給

二級障害者に、来月から

国民年金法の老齡福祉年金(保険料を納めない無拠出制の年金)は、満七十歳になると支給するものですが、法の一部改正によって十一月一日から、国民年金法別表二級の障害に該当するかたに対しては、六十五歳からこれを支給することになりました。

二級障害というものは、身心の障害(肢体、目、耳、言語、そしゃく、平衡機能、精神、心臓および血液などの障害)によって日常生活に著しい制限を必要とする程度たとえば、片手または片足をなくした程度、もしくは、これと同程度以上の状態をさしています。

届け出が

必要です

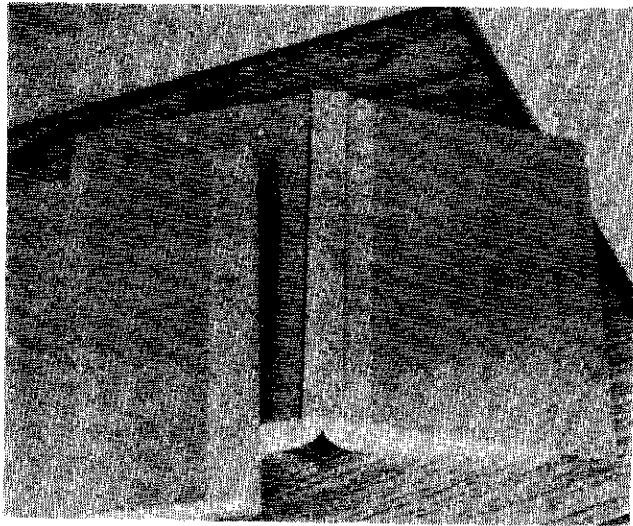
年金を受けるには、該当者の届出制となっていますから、該当すると思われるかたは、年金係まで直接申し出てください。

届け出には、印鑑、戸籍抄本、住民票の写し、および医師の診断書が必要とします。

診断書用紙は、係に専用の用紙を用意してありますから請求していただく。

参考

(社会課)
国民年金法別表の二級障害 ▽両眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの ▽両耳の聴力損失が八



あなたも
広報の製本を
いかがですか

広報かわにしの一号から保存しているものを製本すると、ご覧のようになります。

昨年、広報に関するアンケートを実施したところ、毎月欠かさず保存していると回答を寄せられたかたがかなりの高率を示していました。写真のものは百冊までを一冊に製本したのですが、これと同じ要領で、皆さんの希望をとりまわしてみようと存じます。製本を希望されるかたは、月末までに係へお申し出があります。価格は五百円程度。二、三の冊が欠けていても複写できますからご相談に応じます。

〇デシベル以上のもの ▽平衡機能に著しい障害を有するもの ▽そしゃくの機能を欠くもの ▽音声または言語機能に著しい障害を有するもの ▽両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの ▽両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの ▽一上肢の機能に著しい障害を有するもの ▽一上肢のすべての指を欠くもの ▽一上肢のすべての指の機能に著

しい障害を有するもの ▽両下肢のすべての指を欠くもの ▽一下肢の機能に著しい障害を有するもの ▽一下肢を足関節以上で欠くもの ▽体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの ▽前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ▽精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの ▽身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認め

戸籍の窓から

うぶ声—おすこやかに

| | | | | |
|----|-----|----|----|-----|
| 星名 | マナ美 | 豊平 | 二女 | 上野 |
| 大海 | 敏明 | 基二 | 二男 | 高野 |
| 樋口 | 初子 | 勉 | 長女 | 上野 |
| 金子 | 仁 | 敬 | 二男 | 岩瀬 |
| 小林 | 紀子 | 昭一 | 長女 | 山野 |
| 星野 | 広幸 | 徳治 | 長男 | 野口 |
| 高橋 | 英昭 | 英雄 | 長男 | 中島町 |
| 佐藤 | 真一 | 益男 | 長男 | 木島 |
| 田口 | 和之 | 勝 | 長男 | 木島 |
| 星野 | 隆行 | 衆治 | 長男 | 野口 |
| 滋野 | 久美子 | 正治 | 二女 | 野口 |

たかさこ一〇円満に

- 新郎 佐藤 正明 喜島
 - 新婦 金子キヨシ 小千谷から
 - 新郎 富井 正治 上野
 - 新婦 濱田千鶴子 吉田町から
- 昇天—ごめい福を祈る
- 南雲 信之 寺尾 一三
 - 佐藤美代子 藤沢 一五
 - 丸山 ミキ 原田 五四
 - 清水 久作 寺尾 七〇
 - 小林 林造 中仙田 八六

国保で
明るい毎日を
今月は強調月間
今月から、保険料を本算定による額で納めていただきます。

△四十六年度の賦課率
所得割 百分の二・四〇
資産割 百分の九・一
均等割 一人 19.14 = 1,914
当り千九百 1.950 = 9,750
五十円 1.950 = 3,299
世帯平等割 一万×1.950 = 38,963
三千二百九十九円 1.950 = 38,960
十九円 1.950 = 38,960
△6,040

組合保険 5人世帯 100万 240 = 24,000円
給年額 100万円×45/1000 = 45,000円
国保 5人世帯 100万 240 = 24,000円

なお、下の
国保・組合保
険両者の比較
を参考に供し
ます。

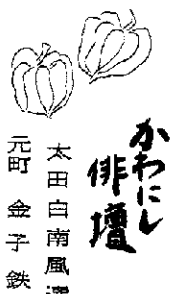
納税メモ

たばこ消費税が
一〇〇〇万円
の大体に

たばこ消費税は、公社が町内のたばこ販売店に売り渡した本数によって、町が公社に課する税金です。

町内の、昨年度売り上げ総本数は、四四三万本、消費税は二〇〇一万になりました。一本吸うと、約七〇銭の税金が町にはいる計算です。

町外にお出かけの際、またこれから出かせぎの時期になりますが、出発前に、たばこは、ぜひ町内で買い求められるよう。



かわにし
俳壇

太田 白南風選
元町 金子 鉄舟
稲葉を解く低きは雲に任せおき
脱穀機吐き出す糞の残照に
ささやかな書棚をもちて文化の日
耕うん機不調秋耕はかどらす

松風園 南雲 文峯
露深し梅は朝の陽をのせて
月光のとく限りは虫の音

小白倉 片桐 玉章
短日や機織る母の無口にて
無精ひげそのままに稲刈り終えし

大倉 金子 洋石
野次のそれぞれ白し今朝の露
それぞれの花に名のあり菊花壇

千手 高橋 晴峯
コスモスの花の統ける通学路